

訪問系サービス事業所

No.	具体的取扱い	補足	通知文書
1	新型コロナウイルス感染が疑われる者への入浴の介助は原則清拭で対応することとされているが、訪問入浴介護で清拭を行う場合も通常の介護報酬を算定を可能とする。		「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」 (令和2年3月6日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。)
2	外出自粛要請等の影響により、生活援助の内容に時間を要して予定時間を大きく超えた場合、要した時間の単位数の算定を可能とする。		「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」 (令和2年4月7日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。)
3	新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控えなどから、訪問の頻度を増やす必要がある場合等が想定される。 通常であれば、サービスとサービスの間隔がおおむね2時間未満となる場合は時間数を合算した報酬となるが、このような場合はそれぞれの報酬を算定することが可能。		「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」 (令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。)